

入 退 会 規 則

一般社団法人 全国木材組合連合会
外国人材部会

(目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人全国木材組合連合会外国人材部会（以下「本部会」という。）の外国人材部会設置規程（以下「規程」という。）第6条に定める会員の入会及び退会に関する必要な手続き等を定めるものとする。

(入 会)

第2条 本部会に入会しようとする事業者又は団体（以下「事業者等」という。）は、入会申込書（別記様式第1号）に事業又は活動内容を示す書類を添付して、本部会に提出するものとする。ただし、部会長が認めたときは、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

2 役員会は、入会の承認に当たっては、次に掲げる事項によりその可否を決定するものとする。

(1) 過去に本部会の資格を喪失した事業者等は、資格喪失後2年以上経過していること。

(2) 部会会員としてふさわしいと認められる事業者等であること。

3 部会長は、役員会において入会が承認されたときは、入会承認通知書（別記様式第2号）により入会申込事業者等に通知するものとする。

(会員名簿への登録等)

第3条 部会長は、入会事業者等を会員名簿に登録するものとする。

2 規程第6条第2項により、部会会員からその名称、代表者の氏名、住所の変更の届出があったときは、当該登録事項の変更を行うものとする。

(会 費)

第4条 入会事業者等は、別に定めるところにより部会会費を納入するものとする。

2 年度途中に入会した場合の部会会費は、入会が承認された日の翌月から3月までの月割りの会費とする。

(退 会)

第5条 部会会員は、退会届（別記様式第3号）を部会長に提出し、任意に本部

会を退会することができる。ただし、規定第8条により資格を喪失した場合はこの限りでない。

- 2 退会しようとする部会会員は、未納の部会会費がある場合には、当該未納分を納入しなければならない。
- 3 本部会は、部会会員がその資格を喪失したときは、既に納入した部会会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(再入会)

第6条 過去に本部会の会員であった団体等が再度入会しようとする場合には、第2条の規定を準用する。

(規則の改廃等)

第7条 この規則の改廃は、役員会の決議を経て行うものとする。

- 2 この規則に定めるもののほか、必要な事項は部会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、令和3年9月14日から施行する。
- 3 この規則は、令和4年3月9日から施行する。
- 4 この規則は、令和7年1月1日から施行する。

様式第 1 号

入 会 申 込 書

令和 年 月 日

一般社団法人全国木材組合連合会
外国人材部会長 殿

事業者等名
代表者役職・氏名
(所属〇〇県木連△△組合) 印

貴部会の趣旨に賛同し、部会正会員（又は部会賛助会員）として入会を申し込みます。

事業者等住所	〒
電話番号	
Fax 番号	
mail アドレス	
ホームページ	
従業員数	
事務連絡者	役職 氏名

注 1. 入会申込書の提出に当たっては、事業又は活動内容を示す書類を添付して下さい。

注 2. 入会申込後に本部会役員会で承認されれば「入会承認通知書」をもって入会のご連絡いたします。

注 3. 入会后、名称又は代表者の氏名、住所に変更があった場合には遅滞なく本部会に届出をお願いします。

様式第 2 号

入会承認通知書

令和 年 月 日

事業者等名

代表者役職・氏名 殿

一般社団法人全国木材組合連合会
外国人材部会長

印

平成 年 月に開催した本部会役員会において、貴（事業者等名）の部会正会員（又は部会賛助会員）としての入会が承認されましたのでご通知いたします。

注 1. 年度途中に入会した場合の部会会費は、入会が承認された日の翌月から 3 月までの月割り会費といたします。

様式第3号

退 会 届

令和 年 月 日

一般社団法人全国木材組合連合会
外国人材部会長 殿

会員名
代表者役職・氏名 印

このたび、下記により貴部会を退会いたしたく、退会届を提出いたします。

記

1. 退会時期 令和 年 月 日

2. 退会理由

3. 連絡先

事務連絡者役職・氏名

電話番号

Fax 番号

mail アドレス